

さいたま市告示第631号

公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年4月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

本業務は、本市の地理的特性や、社会情勢、再生可能エネルギーのポテンシャル調査など踏まえた上で、本市にとって有益な温室効果ガス削減手段を検討するため、調査・分析を行った「脱炭素推進支援業務」の次の段階として、効果的な脱炭素施策を実施するための実証事業に向けた提案を行うものである。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次のア～エの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

ア 告示の日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。なお、代表構成員は、名簿に業種区分「催物、映画、広告、その他の業種」、大分類「その他の業務」、小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」又は名簿（設計・調査・測量）のうち業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されている者であること。

イ 以下の実績を全て満たしていることを必要とする。

(ア) 現場責任者、技術管理者が技術士（環境部門、電気電子部門、建設部門のうち、一つ以上）の資格を有すること。

(イ) 次世代型太陽電池等及び水素利活用に係る調査・検討等に係る等に係る契約を国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間で過去5年間に於いて1回以上締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有するものとする。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さい

たま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (ウ) 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

エ 告示の日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記(1)ア～エに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者（本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者を除く。）であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る実施要項等を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p119633.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和7年5月9日（金）まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

本告示日から令和7年4月25日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は企画提案に係る実施要項による。）

メールアドレス zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

電話 048（829）1324

(4) 質問に対する回答予定日

令和 7 年 5 月 2 日（金）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

(ア) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式 3）

(イ) 業務経歴書（様式 5）

イ 特定共同企業体の場合

(ア) 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式 6）

(イ) 共同企業体協定書（様式 7）

(ウ) 共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（様式 8）

(エ) 委任状（様式 9）

(オ) 業務経歴書（様式 5）

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 4 時まで

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和 7 年 4 月 28 日（月）を目途に、参加資格確認通知書をプロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書に記載された連絡先に郵送する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に係る招請説明書の「8 企画提案書等の提出」に定める書類について、それぞれ正本 1 部、副本 9 部（複写可）及び電子データを提出すること。

(2) 受付期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

ウ 審査の公平性を害する行為を行ったとき。

エ 見積書の見積価格（消費税及び地方消費税を含む）が「実施要項」に掲げる事業費限度額を超えているとき。

オ 「別紙 評価基準」に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く）の提案が記載されていないとき。

カ プレゼンテーションに参加しなかったとき。

7 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、「実施要項」を参照すること。

8 プレゼンテーション

参加資格確認通知書により、参加資格を有すると認められた者のうち、プレゼンテーション審査への出席を要請された者は、令和7年5月22日（木）に実施を予定する事業者選定委員会において、企画提案書を補完する説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、時間、場所等の詳細については、令和7年5月13日（火）を目途に通知する。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

電話 048（829）1324 FAX 048（829）1991

10 その他

- (1) この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 詳細は、実施要項等による。